

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和7年11月18日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マルイチ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルイチ城西店 盛岡市城西町13番12号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - イ 駐車場の収容台数
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
  - エ 廃棄物の保管施設の位置及び容量
  - オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和8年9月1日

2 届出年月日 令和7年10月28日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所